

県出資の環境保全事業団

受注業務を再委託

廃棄物処理法違反で行政処分

受託した廃棄物処理業務を廃棄物処理法に違反して業者に再委託していたとし

て、県は十六日、一般財団法人「県環境保全事業団」（津市河芸町上野）に対し、最終処分場の使用を九十日間にとわって停止する行政処分を出した。同法人は県や市町の出資団体で、県職員の退職者も在籍している。同法人は「法令の認識について、県と相違があった。今後は法令順守を徹底したい」としている。

また、県はアイトム建設

物処理業務を再び委託することを禁止している。同法人は昨年十一月二十八日付で、がれきなどを破碎する施設を廃止する届け出を出した。（海住真之）

また、県はアイトム建設

に対して、産業廃棄物処分業の許可を得ていなかったとして、産業廃棄物収集運搬業務を九十日間にとわって停止する行政処分を出した。同社は県の聞き取りに「事業団からの話なので違法性はない」と話しているという。

同法人の高沖芳寿専務理事は取材に「あくまで業務の一部を委託しているだけで、法令違反という認識はなかった」と説明。「行政処分を真摯に受け止め、管理と運営に努める。今後はコンプライアンス（法令順守）を徹底したい」と話している。

同法人は昭和五十二年の

行政処分の理由では、同法人は昨年四月一日から十月五日までの間、事業者から受託したがれきの破碎処理をアイトム建設（四日市市南浜田町）に委託した。同社の作業員が同法人の敷地内で、コンクリートやア

スファルトなど約四千六百トンを処理したという。

設立当時、県から一千万円（11・24％）の出資を受けた。平成十一年に約三千八百万円の増資を受けて出資比率は31％に上昇。現在の出資比率は5・4％で、県内の全市町も出資している。また、三人の元県職員が在籍しているという。

同法人は昭和五十二年の

同法人は昭和五十二年の

同法人は昭和五十二年の

同法人は昭和五十二年の

同法人は昭和五十二年の

同法人は昭和五十二年の

同法人は昭和五十二年の

同法人は昭和五十二年の

同法人は昭和五十二年の